

「障害者差別解消法」学習会

- 2月28日(土)午後1時30分~4時(受付1時)
- 場所 ハートフルスクエアG 2階 研修室50 ●資料代300円
岐阜市橋本町1丁目10番地23 生涯学習・女性センター
TEL 058-268-1050
- 内容 講演「障害者差別解消法について」
講師 戸田二郎さん(つかいぼう・DPI日本会議)
フロアディスカッション
- 主催 特定非営利活動法人障害者自立センターつかいぼう

国において「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として(厚労省説明から)」平成25年6月、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(「障害者差別解消法」)が制定されました。

法律の施行は平成28年4月1日からで、内閣府は基本方針・対応要領の策定、障害者差別解消支援地域協議会(協議会)の有り方等の体制の整備に取り組んでいるところです。

障害者差別解消法をどのように活かす事が出来るかは、自治体のレベルで協議会をどのように作っていくのか大変重要であり、実効性の確保には条例の整備が必要と言われています。

まずは、この大切な法律の制定された経過や法律の内容を一緒に学びませんか。

差別とは一体どういう事を言うのでしょうか。それはどのようにしたら解決できるのか。そのために私たちは何をしたら良いのか。私達の日々の生活の中での差別の実態やそれについての想いを語り、共有する中で、差別のない社会にむけてどのように取り組んでいったらよいのか一緒に学びましょう。

申込み・お問い合わせについて

連絡先 特定非営利活動法人障害者自立センターつかいぼう
岐阜市早田東町8丁目4-1 パセール長良103号
TEL 058-215-7374 FAX 058-296-5343
e-mail info@tsukkaibo.com.

氏名	所属
住所	連絡先

必要事項をご記入のうえ、2月18日(水)までにFAX またはメールにてお送りください。
この事業は「歳末たすけあい援助事業助成金」の補助事業です。

